

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
時価のあるもの
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品・貯蔵品
移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (2) 無形固定資産
ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) 長期前払費用
均等償却しております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
4. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を充たしているため、特例処理によっております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ取引
ヘッジ対象：変動金利借入
 - (3) ヘッジ方針
将来の金利変動リスクを回避する目的でヘッジしております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップのため、有効性の評価は省略しております。
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間において、投資その他の資産の「その他」に含めていた「関係会社株式」(前中間会計期間196,859千円)は、資産総額の5/100を超えたため、当中間会計期間より区分掲記することに変更いたしました。